

固定資産税についてのお知らせ

▽問い合わせ先Ⅱ税務課資産税係(☎内線140・155・156・159)

納付期限と

納税通知書の発送

平成30年度の固定資産税の納付期限は次のとおりです。納税通知書は、6月上旬に発送する予定です。

- ▽第1期Ⅱ7月2日(月)
- ▽第2期Ⅱ10月1日(月)
- ▽第3期Ⅱ11月30日(金)
- ▽第4期Ⅱ1月31日(木)

1/2減免と全額減免

東日本大震災による津波で被害を受け、平成23年度から全額減免などの対象になっている土地や家屋の平成30年度の減免措置についてお知らせします。

①1/2減免

全額減免などの対象になっている土地や家屋のうち、使用されている、または、使用が可能と認められる土地や家屋は、平成30年度から課税の対象になります。

ただし、課税初年度は税額を1/2に減免します(新築住宅の減額措置や被災代替家屋の特例などの対象になる場合は、適用後の税額を1/2に減免します)。

※平成29年度に1/2減免の対象になった土地や家屋は、平成30年度から本来の税額になります。

②全額減免

津波の被害を受けたままで使用できない場合や、津波のため家屋を取り壊してさらに地になっている場合などは、引き続き対象資産の固定資産税を全額減免します。

評価替え

平成30年度は固定資産の評価替えです。評価替えとは、3年ごとに土地と家屋の固定資産税評価額を見直し、資産価格の変動を評価額に反映させる制度です。

縦覧と閲覧

6月1日(金)から平成30年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧ができます。

所有する固定資産がどのように評価されているか、この機会にお確かめください。縦覧・閲覧を希望する人は、下表の必要なものを持参の上、市役所本庁税務課または三陸支所までお越しください。※平成30年度の固定資産各種証明も、6月1日から交付します。

取り壊し家屋は

届け出が必要です

固定資産税が課税されている家屋を取り壊した場合は、届け出が必要です。税務課の職員が確認に伺いますので、ご連絡ください。

市内一斉清掃にご協力をお願いします～6月3日に実施～

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

快適で住みよい生活環境づくりのため、市民総参加による市内全域の清掃を実施します。

▷期日＝6月3日(日)【小雨決行】

▷時間＝午前5時30分から

※清掃作業が困難と考えられる天候の場合は、6月10日(日)に延期とし、3日の午前5時までに防災行政無線でお知らせします。

▷清掃の内容＝各地域の計画による道路側溝や下水路の汚泥上げ、河川や空き地のごみ拾い、草刈りなど

▷汚泥の処理＝汚泥は清掃実施日の指定時間帯に限り、市の指定する汚泥置き場で受け入れます。※缶、瓶、草木などの混入した汚泥や、事業所などの敷地内で発生した汚泥などは受け入れできません。

▷ごみの処理＝収集したごみは分別して、休日明けにごみステーション、またはクリーンセンターに持ち込んで処理してください。

※ごみステーションに出すときは、通常のごみが入りきらなくなる恐れがありますので、ステーションの脇に置いてください。

▷草の処理＝刈り取った草は、各地域で適切に処理してください。

※地域での処理が困難な場合に限り、大船渡市廃棄物埋立処分場(日頃市町茂倉)敷地内への持ち込みを認めます。

▷服装など＝安全に作業するため、服装は長袖・長ズボンのほか、マスク、手袋や長靴などを着用してください。

市営住宅、市有住宅、特定公共賃貸住宅の入居者を募集します

▷申込先/問い合わせ先＝株式会社寿広市営住宅管理センター(☎08088/盛町字町9-18)

市では、空き住戸のある市営住宅などの入居者を募集します。

▷募集期間＝5月31日(木)まで

▷募集団地＝下表のとおり

▷受付時間＝午前8時30分～午後5時15分

※土日は除く

▷申込方法＝(株)寿広市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人がお申し込みください。

▷持参するもの＝世帯全員の所得課税証明書、本籍地およびマイナンバー記載の住民票、印鑑

※お持ちの人は、り災証明書、解体証明書、障害者手帳も持参してください。

※申し込み理由によっては、追加で書類を提出していただく場合があります。

▷その他

・防災集団移転促進事業に申し込みしている人は応募できません。

・原則として、入居後、市内の他の市営・災害公営住宅に転居することはできません。

・被災した人が入居する場合、一定の要件を満たすときは、家賃の減免などを行います。

■市営住宅入居者募集団地

地区	団地名	募集戸数	間取り	風呂場	浴槽	その他
赤崎	後ノ入東団地	1戸	8畳・6畳・DK	有	有	単身入居不可
越喜来	所通団地	2戸	8畳・6畳・DK	有	無	単身入居可

■市有住宅入居者募集団地

地区	団地名	募集戸数	間取り	風呂場	浴槽	その他
盛	盛中央団地	2戸	6畳・6畳・4.5畳・DK	有	有	単身入居可

■特定公共賃貸住宅入居者募集団地(中堅所得者向けの公営住宅)

地区	団地名	募集戸数	間取り	風呂場	浴槽	その他
吉浜	横石団地	1戸	8畳・8畳・6畳・DK	有	有	単身入居不可

(5) 広報大船渡お知らせ版 30.5.21(No.1127)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

	縦覧	閲覧
期 間	6月1日(金)～7月2日(月) ※土・日曜日を除く	6月1日(金)～【通年】 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
場所・時間	・本庁税務課＝午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで) ・三陸支所＝午前8時30分～午後5時15分	
縦覧・閲覧の対象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※所有者などの個人情報に記載されていません	固定資産課税台帳
縦覧・閲覧ができる人	① 固定資産税の納税義務者 ② ①の代理人 ③ 納税管理人	① 固定資産税の納税義務者 ② 借地人、借家人 ③ 固定資産の処分をする権利を有する人 ④ ①～③の代理人 ⑤ 納税管理人
必要なもの	・免許証など本人確認ができるもの ・代理人の場合は委任状	・印鑑 ・代理人の場合は委任状 ・借地人、借家人は賃貸借契約書 ・固定資産の処分をする権利を有する人はそれを証明する書類
手数料	無料	1通300円(縦覧期間中は無料)

(4)